

# 第 1 章 計画策定にあたって

## 1 計画策定における背景

### (1) 世界の動き

国際連合は、1975 年を「国際婦人年」と定め、国際婦人年世界会議(メキシコ会議)を開催して「世界行動計画」を採択し、その後 10 年間を「国連婦人の 10 年」と定め、世界の国々に対し女性の地位向上のための積極的な取組を呼びかけました。

1979 年には、国連総会において、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択されました。

1995 年には、北京で開催された「第 4 回世界女性会議」で、女性の地位向上の国際的な指針となる「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。

2000 年には、国連特別総会「女性 2000 年会議」がニューヨークの国連本部で開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領」の実施状況を評価・検討するためのさらなる行動とイニシアティブ(成果文書)が採択されました。

2005 年には、「国連婦人の地位委員会(北京+10)」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」などの評価・見直しを目的とした、10 項目にわたる女性の地位に関する決議が採択されました。

2010 年には、「第 54 回国連婦人の地位委員会(北京+15)」において、「北京宣言及び行動綱領」などの実施に対する貢献を強化する「宣言」と、7 項目の「決議」が採択されました。

2011 年には、これまで女性の地位向上を進めてきた 4 つの機関を統合して、「UN-Women」が正式に発足しました。

2012 年には、第 56 回国際婦人の地位委員会にて、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。

また、2015 年には、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs)が採択され、目標 5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」として明記されました。

## (2) 日本の動き

日本では、1975年の国際婦人年を契機に、同年総理府(現在の内閣府)に「婦人問題企画推進本部」が設置されました。

1977年には、女性の地位向上に関する施策の方向、目標等を明らかにした「国内行動計画」が策定されました。

1985年には、「男女雇用機会均等法」の制定など国内法の整備に努めた上で、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

1999年には、男女共同参画社会の実現を促進するため基本的な法律として「男女共同参画社会基本法」を公布、施行し、2000年に、この法律に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2001年には、配偶者からの暴力(DV)にかかる通報、相談、保護、自立支援などを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下、「DV防止法」という。)」が制定されました。

2005年には、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や女性のチャレンジ支援等を盛り込んだ「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定されました。

2007年には、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

2010年には、実効性のあるアクションプランとするため、「成果指標」を設定した「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

2015年には、事業主行動計画の策定を大企業の事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、「女性活躍推進法」という。)」が成立し、同年、男性中心型労働慣行等の変革やあらゆる分野における女性の活躍などに視点をおいた「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

2018年には、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するため、国及び地方公共団体の責務等を定めた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

2020年からの世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を経て、男女共同参画の重要性を再認識するとともに、新しい令和の時代を切り拓き、また、ポストコロナの新しい日常の基盤となることを目指して、12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

### (3) 愛知県の動き

愛知県では、「男女共同参画社会基本法」と国の基本計画の趣旨を踏まえ、2001年3月に、愛知県における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」が策定されるとともに、2002年4月には、男女共同参画社会の実現に向けた県と県民、事業者の取組の基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が施行されました。

その後、2006年10月には「あいち男女共同参画プラン21」を改定し、2011年3月には「あいち男女共同参画プラン2011～2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められました。

2015年3月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の成立を受け、「あいち男女共同参画プラン2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」が策定されました。

2021年3月には、国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、新たに「あいち男女共同参画プラン2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～」が策定されました。

### (4) 一宮市の動き

一宮市では、1967年10月の「婦人の家」開館以後、女性の就業や社会参加などの男女共同参画に関する様々な取組を進めてきました。

2000年3月には、「いちのみやし男女共同参画計画～男女共同参画社会の形成をめざして～」を策定し、この計画に基づき、市内での推進のための組織づくり、男女共同参画推進のための取組や事業を実施してきました。

2002年4月には、男女共同参画を全庁的に推進していくことを目的に、男女共同参画に関する所管を教育委員会生涯学習課から、企画部企画政策課へ変更しました。

2011年3月には、「第2次一宮市男女共同参画計画～138ハートフルプラン～」を策定しました。

2015年3月には、男女共同参画に関わる世界や国、県の動きなどの社会情勢の変化を踏まえ、「第2次一宮市男女共同参画計画(後期計画)～138ハートフルプラン～」を改定しました。また、同年9月に「女性活躍推進法」が施行されたことに伴い、2016年11月に本計画を「市町村推進計画」と位置付けるため、一部改定を行いました。

2019年3月には、「第2次一宮市男女共同参画計画」で掲げていた基本理念を引き続き継承し、女性の社会参画の促進に努めるべく「第3次一宮市男女共同参画計画」を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進していくための総合的な計画として、一宮市が行う施策の基本的な方向や内容を明らかにしたものです。

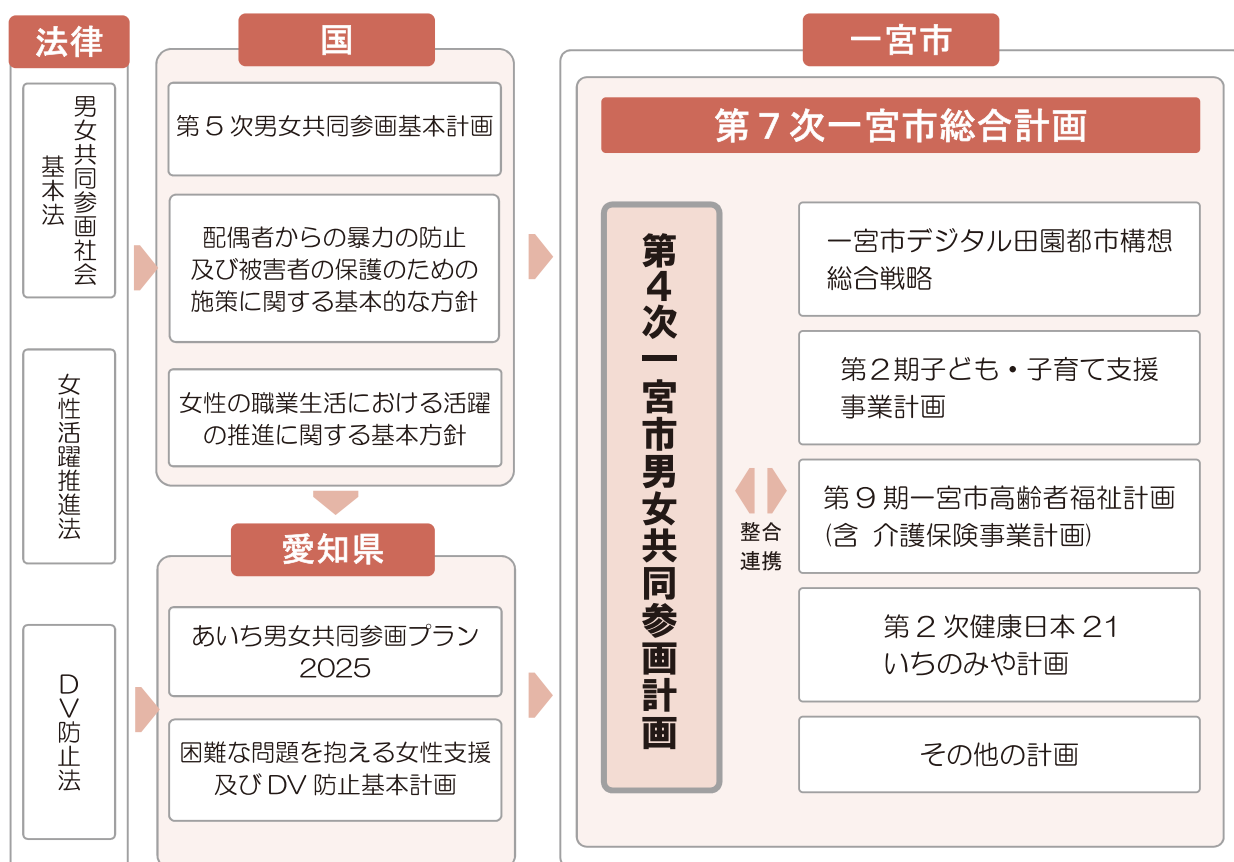
○本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「あいち男女共同参画プラン 2025」を勘案して、男女共同参画社会の促進に関する施策についてまとめた「市町村男女共同参画計画」です。

○本計画の一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についてまとめた「市町村推進計画」です。

(第4章の基本目標1、基本目標2)

○本計画の一部は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施についてまとめた「市町村基本計画」です。(第4章の基本目標3(4))

○本計画は、一宮市の上位計画である「第7次一宮市総合計画」や他分野の計画との整合性を図り策定するものです。



### 3 計画の期間

2030 年の中長期を見据えた国や県の動向や、社会情勢の変化を遅滞なく反映することができるよう、計画期間は 2024 年度から 2026 年度の 3 年間とします。

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
本市計画	第 3 次計画					第 4 次計画						
国 / 県						国：第 5 次男女共同参画基本計画 愛知県：あいち男女共同参画プラン 2025						

### 4 計画の策定体制

策定にあたっては、庁内関係部局で男女共同参画を推進していくために組織している「一宮市男女共同参画推進会議」及び有識者で構成される「一宮市男女共同参画推進懇話会」において審議を重ねるとともに、男女共同参画意識に関する意識調査の実施、市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施などを通じ、広く市民意見の聴取と反映に努めました。

#### ■計画策定の流れ

